

芦屋市民憲章

昭和 39 年(1964 年)5 月告示

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけるという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

市長挨拶

我が国においては、高度経済成長期の急激な人口増加に対応して整備された多くの公共施設やインフラ施設の老朽化対策が大きな課題となっております。

また、人口減少や価値観の多様化などにより公共施設等への新たな期待に応えるためにも、長期的な視点をもって、長寿命化・更新・統廃合などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが課題となっております。

本市におきましても、将来人口推計において、平成37年をピークに人口が減少に転じる中、阪神・淡路大震災後に建築した公営住宅をはじめとして、一定の期間に大規模改修や建替えが集中する見込みとなっております。

それらを踏まえ、公共施設等の果たす役割や機能面の見直しを含めた長期的な視点をもって、このたび公共施設等のあり方の基本方針を定めた「芦屋市公共施設等総合管理計画」を策定いたしました。

厳しい財政状況の中でも、今後の社会情勢や市民ニーズの変化に即した配置による適切な運営とともに、より安全・安心な施設となるよう取り組んでまいります。

最後になりましたが、この計画の策定に際しまして、市民、学識経験者の皆さまをはじめ多くの方々にご協力いただきましたことを厚く御礼申し上げます。



平成29年（2017年）3月

芦屋市長

山中 健